環　政　第　608 号
令和６年 10 月 16 日

沖縄防衛局長
　伊藤 晋哉　殿

沖縄県知事
玉城 康裕

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 37 条第１項の規定に基づき、令和６年７月 30 日付け沖防第 4612 号で送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第 39 条第１項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

（別添）

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る
事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1　水の汚れについて

St.3 及び St.4 における T-N が監視基準を超過したことについて、「評価書当時においても複数の地点において監視基準超過が確認されている」、「当該施設の放流箇所に最も近い St.2 では夏季、冬季ともに比較的低い値を示しており、St.2 で監視基準を満たしている時点で、St.3、St.4 の超過は当該施設の放流の影響とは考えられない」としているが、夏季における St.4 の T-N の調査結果（表層 0.35mg/L、中層 0.34mg/L）は、評価書時における全調査地点の値よりも高い値となっており、施設の供用開始に伴う放流による影響も否定できないと考える。

ついては、海域の水質調査の結果、監視基準を超過する項目（T-N 以外の項目も含む）が確認された場合には、当該調査日前の数日間におけるし尿処理施設の処理水量、処理水質、海域の潮流の状況等を総合的に勘案した上で事業による影響の有無について考察し、事業の影響が考えられる場合は追加の環境保全措置を講じること。

2　ヒジキについて

過年度調査と比較して、調査地点の３地点とも生育範囲及び生育幅が狭くなり、また、最大藻長、湿重量が大きく減少していることについて、春季調査時に藻食魚類による食害と考えられる葉や主枝の欠損が確認されたことから、当該影響により生殖器床も消失したことで有性生殖が殆ど行われず、分布範囲などの減少に繋がった可能性が考えられたとしているが、施設の供用開始に伴う放流による影響も否定できないと考える。

ついては、次回の事後調査では、専門家等の助言を踏まえ、調査地点において魚類による食害の有無を確認するための食害防護籠の設置を検討するとともに、栄養塩類（T-N 及び T-P）の追加調査等を行うことにより、事業による影響の有無について考察し、事業の影響が考えられる場合は追加の環境保全措置を講じること。